改正後	改正前
（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　復興庁が廃止されるまでの間における規則一六―〇（職員の災害補償）別表第二の規定の適用については、同表中「第八号」とあるのは「第八号及び第八号の二」と、「八　デジタル庁」とあるのは「八　デジタル庁 八の二　復興庁」とする。	（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　復興庁が廃止されるまでの間における規則一六―〇（職員の災害補償）別表第二の規定の適用については、同表中「第六号」とあるのは「第六号及び第六号の二」と、「六　デジタル庁」とあるのは「六　デジタル庁 六の二　復興庁」とする。

○公正取引委員会規則第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　［略］ ２　公正取引委員会の所管する法令に基づく手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの規則の規定の例による。	（趣旨） **第一条**　［同上］ ［項を加える。］